

# 道路位置指定の手引

宮崎市都市整備部建築行政課

(令和6年3月改訂)

## 目次

第1	概要.....	- 1 -
1	趣旨.....	- 1 -
2	手続の流れ.....	- 1 -
第2	提出書類.....	- 2 -
1	事前協議.....	- 2 -
2	申請.....	- 3 -
第3	位置指定道路の基準.....	- 4 -
1	令第144条の4第1項第1号関係.....	- 4 -
2	令第144条の4第1項第2号関係（隅切り）.....	- 5 -
3	令第144条の4第1項第3号関係（舗装）.....	- 6 -
4	令第144条の4第1項第4号関係（勾配）.....	- 6 -
5	令第144条の4第1項第5号関係（排水施設）.....	- 6 -
6	宮崎市建築基準法施行規則関係（道路の位置の標示）.....	- 7 -
7	その他.....	- 7 -
第4	様式.....	- 9 -
1	様式第1号 道路位置指定計画書.....	- 9 -
2	様式第2号 承諾書（土地所有者等用）.....	- 10 -
3	様式第3号 承諾書（管理者用）.....	- 11 -
4	宮崎市建築基準法施行規則 様式第1号.....	- 12 -

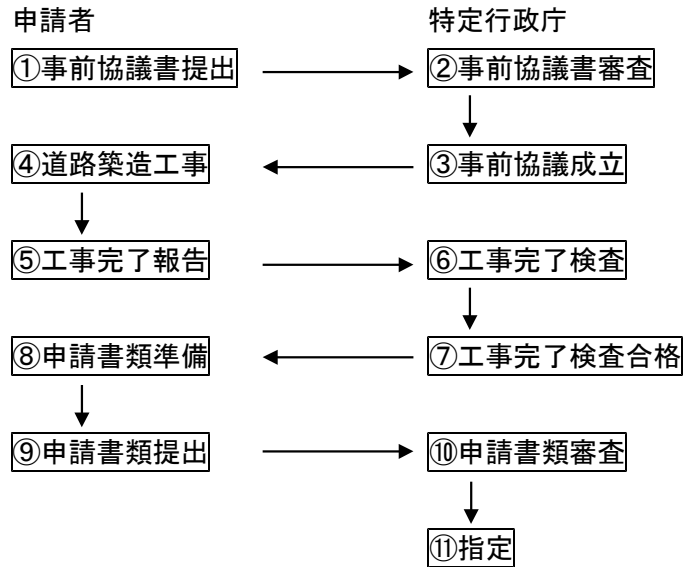
## 第1 概要

### 1 趣旨

この手引は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により位置の指定を受けようとする道路（以下「位置指定道路」という。）の申請手続について定めるものです。

### 2 手続の流れ

手続は次に示すとおりになります。



#### ※注意事項

(1) 位置指定道路は、都市計画法の開発許可等によらない道路であり、かつ、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第144条の4で定める基準に適合しているものを特定行政庁が指定するものです。従って、別に定める「道路位置指定協議書」及び本手引を参考に基準に適合するか、事前協議書を提出する前にご確認をお願いします。

**なお、上記基準に適合していても公益上支障がある場合等は指定できない場合もあります。**

(2) 位置指定道路の敷地となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者（以下「土地所有者等」という。）並びに当該道を令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者（以下「管理者」という。）から**承諾書（押印及び押印した印鑑の印鑑証明書添付）が必要となりますので、事前に協議を調べておいてください。**

(3) 事前協議成立前に道路築造工事は行わないでください。

(4) 事前協議成立後に内容に変更が生じた場合は、再度の協議が必要となります。

(5) 申請にあたって、**位置指定道路の境界は筆界と一致するように分筆及び合筆登記を行ってください。**（「〇〇番の一部」は不可。ただし、水路、里道等の公共用地は除く。）登記関係の手続については、工事完了検査合格後に行うことを推奨しています。

(6) 工事完了検査は位置指定道路、位置指定道路に接する計画敷地（以下、「計画敷地」という。）及び隣接地の各部寸法（延長、幅員、すみ切り、高さ等）が計測できる道具を申請者にてご準備をお願いします。また、舗装や側溝等の仕様が確認できる工事中の写真もご準備ください。

## 第2 提出書類

### 1 事前協議

事前協議の際には次の書類を1部提出してください。

図書の種類	明示すべき事項等
(1)道路位置指定計画書	ア 本手引様式第1号による。
(2)道路位置指定協議書	ア 別に定める様式による。
(3)附近見取図	ア 方位、道路及び目標となる地物
(4)地図・公図の証明書の写し	ア 位置指定道路（ <u>境界を赤線で明示</u> ）及びその周辺 ※地図（不動産登記法第14条第1項に規定された図面をいう。以下同じ。）、地図に準ずる図面（公図）（登記情報提供制度により取得したものを <u>含む。コピー可。</u> ）
(5)求積図	ア 位置指定道路の地積及び計算式 イ 計画敷地の全体の地積
(6)敷地計画図	ア 縮尺及び方位 イ 位置指定道路が接続する道路に係る次の事項 位置、形状、幅員、道路中心の高さ、建築基準法の道路種別 ウ 位置指定道路に係る次の事項 位置、形状（ <u>境界を赤線で明示</u> ）、延長、幅員、勾配、計画高さ（起点、終点、勾配の変化点）、土地の境界及び地番 エ 計画敷地に係る次の事項 宅地割、計画建築物の用途、宅地の地盤高、擁壁の位置及びその構造、土地の境界及び地番 <u>※計画敷地は色塗り等により明示してください。</u> オ 位置指定道路に隣接する土地に係る次の事項 建築物の配置、高さ及び位置指定道路からの距離、工作物の位置及び構造、宅地の地盤高
(7)排水計画図	ア 位置指定道路、計画敷地内の側溝及び下水管の位置及び構造並びに排水の処理方法 イ 排水先及び排水先の手続き（道路法第24条工事施工承認申請、放流同意書等）
(8)道路横断図	ア 道路及び排水施設の断面 イ 道路の幅員及び構造
(9)道路縦断図	ア 道路及び排水施設の断面 イ 道路の延長、高低差及び勾配
(10)接続先の道路と位置指定道路の境界立会記録	ア 接続先の道路と位置指定道路の境界立会が行われたことが確認できる事項
(11)道路斜線検討図	ア 既存建築物における位置指定道路の斜線検討図及び検討式 ※位置指定道路が隣接する土地に既存建築物がある場合に限る。

※計画地の状況により、上記の他に書類の提出を求める場合があります。

## 2 申請

申請の際には次の書類を正本及び副本を各1部提出してください。

図書の種類	明示すべき事項等
(1)道路位置指定申請書	ア 宮崎市建築基準法施行細則 様式第15号による。 イ 申請者の押印（印鑑登録を受けたもの）。
(2)委任状	ア 申請者の押印（印鑑登録を受けたもの）。 ※代理申請の場合に限ります。なお、代理申請は建築士もしくは行政書士等の権原を有する資格者が行ってください。
(3)附近見取図	ア 「1 事前協議」を参照
(4)地図・公図の証明書	ア 位置指定道路（ <u>境界を赤線で明示</u> ）及びその周辺 ※地図、地図に準ずる図面（公図）の証明書（ <u>法務局の証明文及び登記官印が付されたものに限る。副本はコピー可。</u> ）
(5)地積測量図 （図面証明書）	ア 「1 事前協議 求積図」を参照 ※ <u>法務局の証明文及び登記官印が付されたものに限る。</u>
(6)敷地計画図	ア 「1 事前協議」を参照
(7)排水計画図	ア 「1 事前協議」を参照
(8)道路横断面図	ア 「1 事前協議」を参照
(9)道路縦断面図	ア 「1 事前協議」を参照
(10)接続先の道路と位置指定道路の境界立会記録	ア 「1 事前協議」を参照 ※ <u>位置指定道路及び計画敷地が公共用地（道路、水路、里道等）と接する場合は官民境界立会証明書の写しとする。</u>
(11)道路斜線検討図	ア 「1 事前協議」を参照
(12)登記事項証明書	ア 位置指定道路の土地のもの。 イ <u>位置指定道路の境界が筆界と一致するように分筆及び合筆登記を行った後のもの。</u>
(13)承諾書	ア 本手引様式第2号、様式第3号による。 ※「3 2欄の権利の種別」欄には、所有権、抵当権、賃借権等、権利の別を記入してください。 イ 承諾印（印鑑登録を受けたもの） ※ <u>土地所有者等及び管理者の承諾書が必要になります。なお、指定によって影響がおよぶ者の承諾書を別に求める場合があります。</u>
(14)印鑑登録証明書	ア 申請者及び承諾者の印鑑登録証明書 ※ <u>申請受付の日前3月以内に発行されたものに限ります。</u>
(15)許可書等の写し	ア 道路管理者への道路法の許可、用水路等に排水（家庭雑排水も含む）放流する場合の排水同意書等、必要となった手続きの許可書等の写しを添付してください。
(16)写真	ア 位置指定道路の全景が分かるもの（工事前、工事完了後） イ 舗装構成、側溝、排水管等の仕様が分かる工事中の記録。 ※工事完了後に不可視となる部分は、工事中にスケール等で寸法が分かるように記録してください。ただし、既存のものについては除きます。

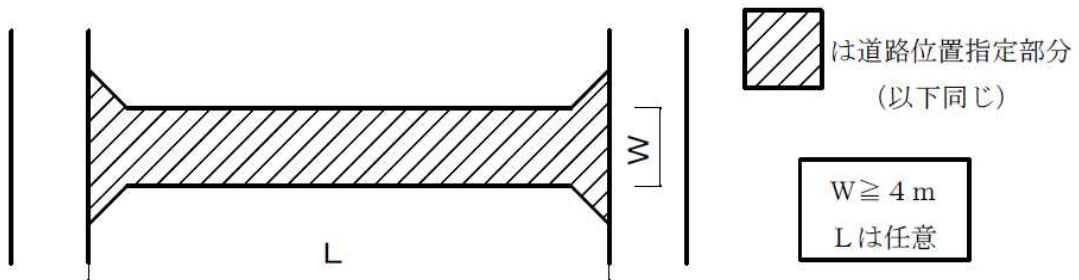
※計画地の状況により、上記の他に書類の提出を求める場合があります。

### 第3 位置指定道路の基準

#### 1 令第144条の4第1項第1号関係

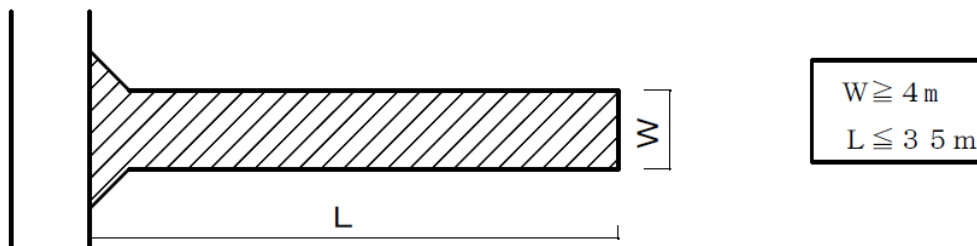
次の(1)～(3)のいずれかに該当すること。

(1) 幅員が4 m以上、かつ、両端が他の道路に接続したもの(原則)

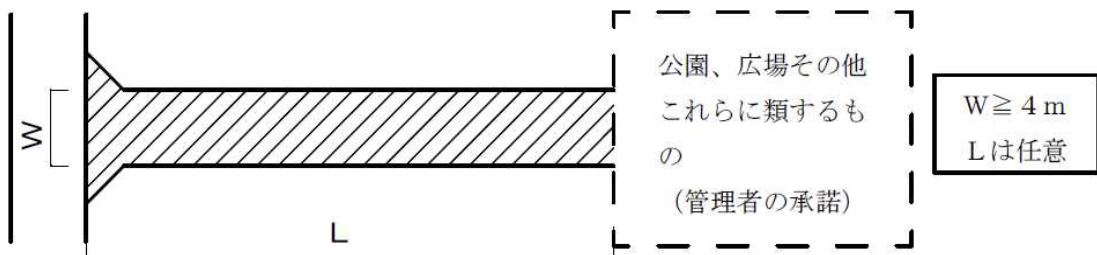


(2) 一端が他の道路に接続しており、次のいずれかの基準に該当している。(袋路状道路)

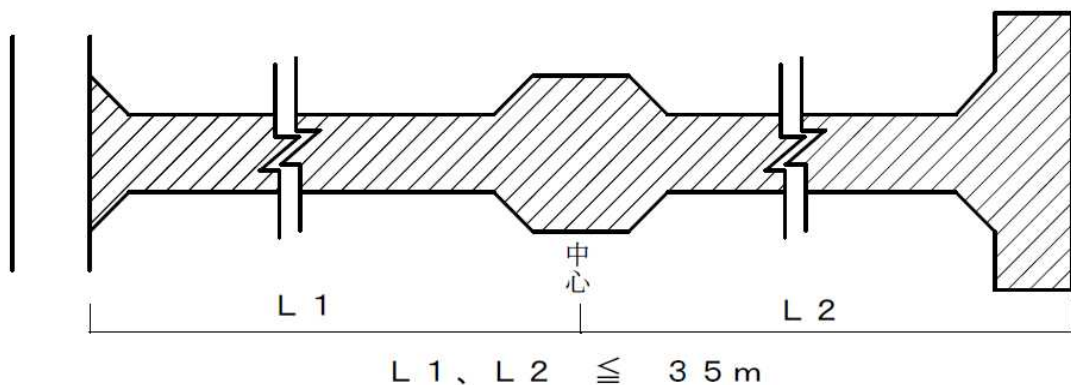
ア 幅員が4 m以上、かつ、延長が3.5 m以下である。



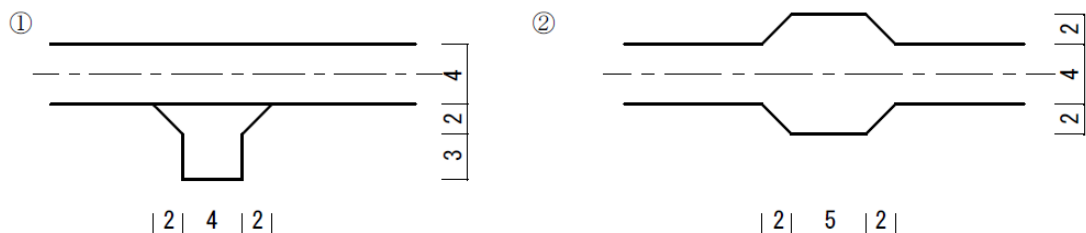
イ 幅員が4 m以上、かつ、終端が公園、広場等に接続している。

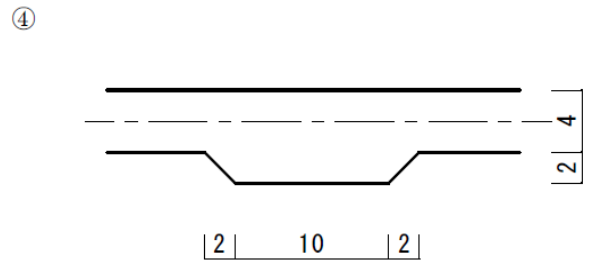
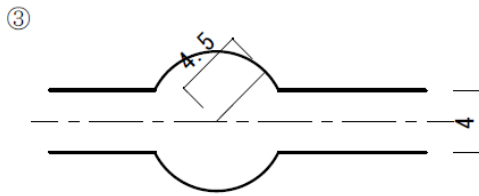


ウ 幅員が4 m以上、かつ、終端及び区間3.5 m以内毎に転回広場がある。

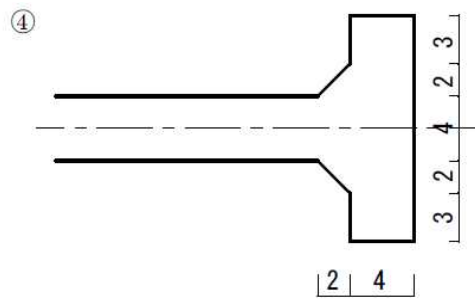
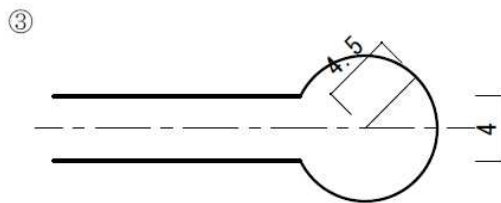
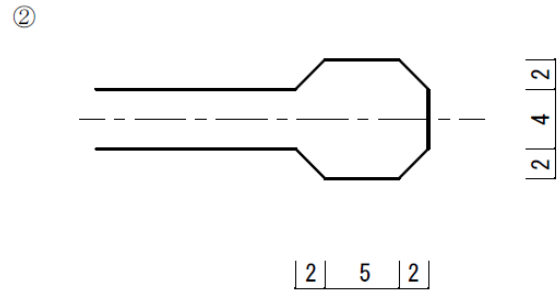
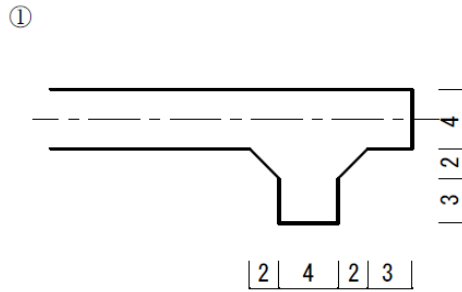


(ア) 中間に設ける転回広場の基準(単位:m)

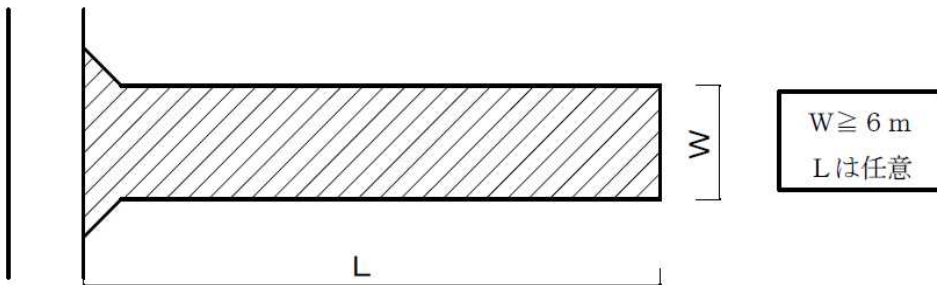




(イ) 終端に設ける転回広場の基準 (単位 : m)



エ 幅員が 6 m 以上である。

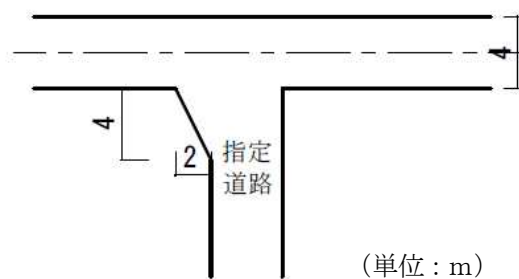
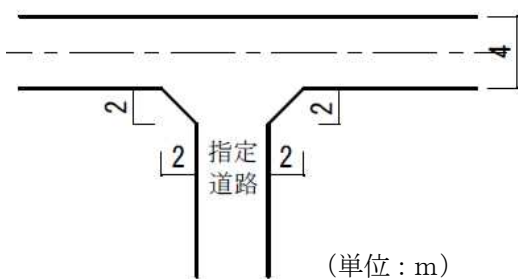


(3) 特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める。

## 2 令第 144 条の 4 第 1 項第 2 号関係 (隅切り)

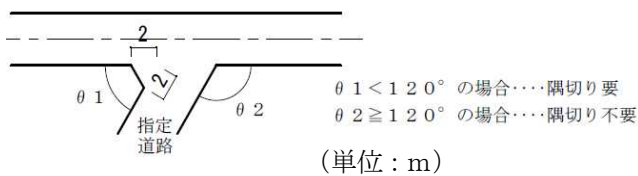
(1) 両側隅切り (原則)

(2) 片側隅切り

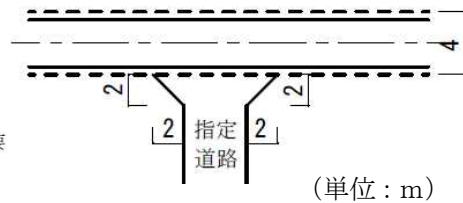


※片側隅切りの場合は、2m×4mの直角三角形を内包すること。

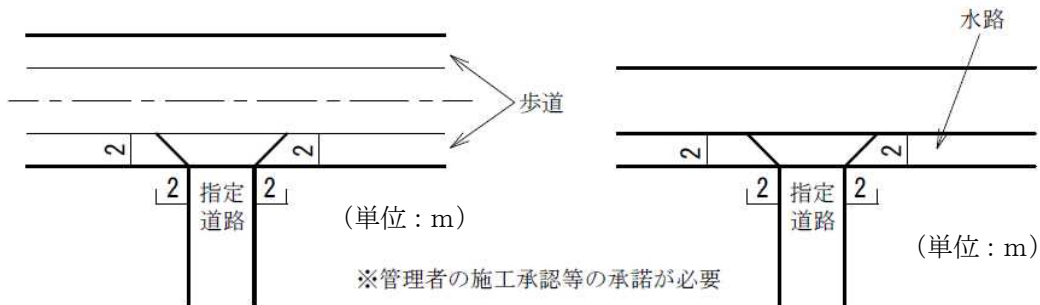
(3) 内角の大きさによる隅切りの取扱い



(4) 法第 42 条第 2 項道路に接続する場合



(5) 接続する道路に歩道、用水路等がある場合



3 令第 144 条の 4 第 1 項第 3 号関係 (舗装)

(1) 舗装 (原則)

舗装の標準例 (単位：mm)



(2) 砂利敷その他ゆるみとならない構造

4 令第 144 条の 4 第 1 項第 4 号関係 (勾配)

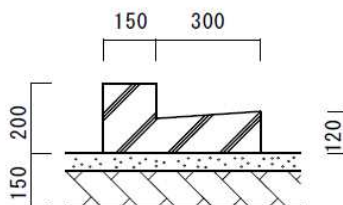
(1) 縦断勾配が 1.2% 以下であり、かつ、階段状でないもの。

5 令第 144 条の 4 第 1 項第 5 号関係 (排水施設)

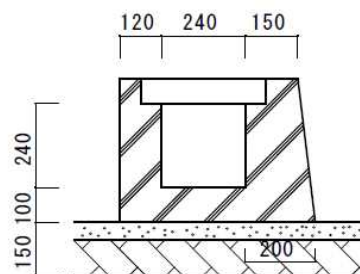
(1) 位置指定道路及び計画敷地内の排水のための施設は、次図の構造と同等以上のものとする。

(単位：mm)

ア L型側溝

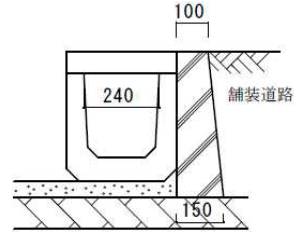
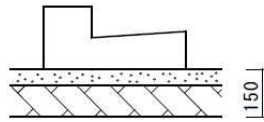


イ U型側溝



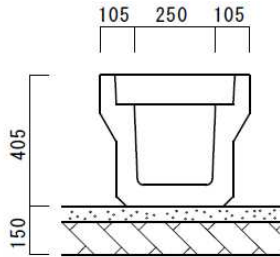


ウ L型側溝（コンクリート2次製品） エ U型側溝（コンクリート2次製品）



※アスファルト舗装の場合、上図に示す舗装止めを設置すること。

オ MK型側溝（コンクリート2次製品）



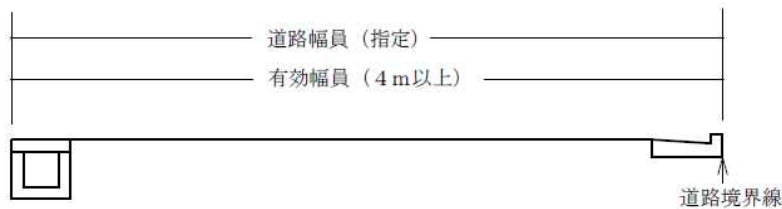
## 6 宮崎市建築基準法施行規則関係（道路の位置の標示）

- (1) 10cm角で長さ45cm以上のコンクリート、若しくはこれに類するもので造った標示杭又はコンクリート造その他耐久性のある側溝若しくは縁石でその位置を標示する。
- (2) 前項の標示杭は、道路の起点、曲り角及び終点に設置する。

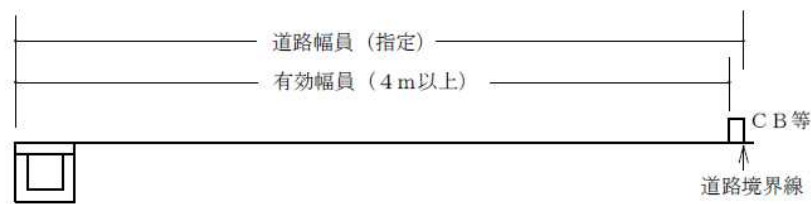
## 7 その他

(1) 道路幅員の測り方

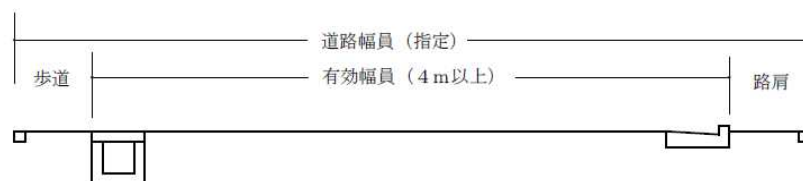
ア



イ



ウ



※側溝蓋掛けのないものは、内法までを有効幅員とする。

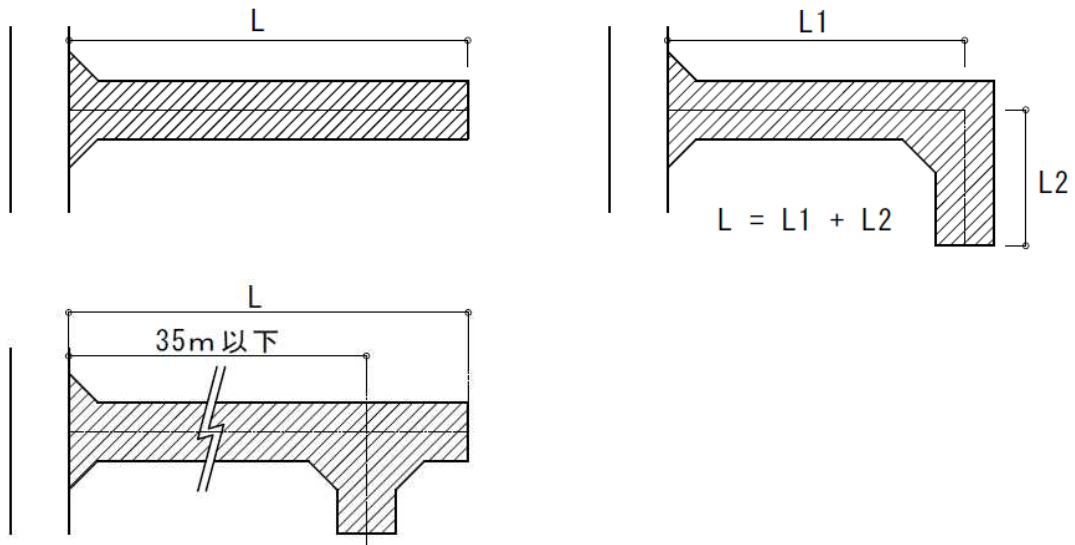
※側溝の蓋は車両の通行に耐えられる構造とする。

※路肩は50cm以上とする。

## (2) 延長の測り方

### ア 道路延長の測り方

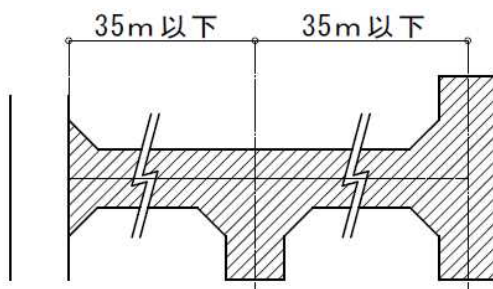
道路延長（L）は接続している他の道路との起点から位置指定道路の終点を道路中心線で計測してください。



※終端に転回広場があり、起点からその中心までの距離が35m以下であれば、中間の転回広場の設置は必須ではありません。

### イ 転回広場の区間延長の測り方

転回広場の区間延長は、道路中心線上における転回広場の中心で計測してください。



## (3) 指導事項

- ア 位置指定道路内は有効幅員の妨げとなる電柱等の設置は行わないでください。やむ得ず設けなければならない場合は事前に協議してください。ただし、隅切り内への設置は認めていません。
- イ 位置指定道路に接し既存建築物がある場合は、建ぺい率、容積率、道路斜線制限等の法令に抵触しないことを確認してください。
- ウ 位置指定道路が崖等に接している場合は、擁壁等の設置により通行の安全を確保してください。
- エ 計画敷地内の1敷地の面積は、原則として、第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域においては165㎡以上、その他の地域においては100㎡以上で計画してください。
- オ 将来的な土地利用の紛争を防止するために、共有地を敷地の一部とする敷地設定は行わないでください。

第4 様式

1 様式第1号 道路位置指定計画書

道 路 位 置 指 定 計 画 書

年 月 日					
建築行政課長 殿  住所 氏名 ☎					
築造主住所氏名		電話 (       )			
道路の地名地番					
関係土地の地名地番					
都市計画の内容		地域・区域の指定	防火・準防火地域の指定	その他の指定	
		地域 区域			
道 路 の 概 要	幅員 (m)		道路の長さ (m)	隅切りの長さ (m)	側溝の幅 (m)
	1				
	2				
	3				
	道路の長さの合計		m		
団地の面積 (道路含)		m <sup>2</sup>	道路部分の面積	m <sup>2</sup>	
計 画 理 由					
備 考					

2 様式第2号 承諾書（土地所有者等用）

承 諾 書

（土地所有者等用）

建築基準法第42条第1項第5号の規定による下記の道路の位置の指定については、異議なく承諾します。				
申請者	住 所			
	氏 名			
道路の地名地番				
関係土地の地名地番				
1 道路の敷地となる土地 に 関係のある権利の対 象となる土地の所在	2 物件の 種類	3 2欄の 権利の 種別	4 権利者の氏名及び 住所並びに承諾日	印
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

- 注意事項
- 1 2欄には、「土地」、「建築物」又は「工作物」と記入してください。
  - 2 3欄には、2欄に記入したものに係る権利の種別（所有権、抵当権、賃借権等）を記入してください。
  - 3 印欄には、登録済の印鑑を押印し、印鑑証明書を添付してください。

3 様式第3号 承諾書（管理者用）

承 諾 書

（管理者用）

<p>建築基準法第42条第1項第5号の規定による位置の指定を受けようとする下記の道路について、当該道を建築基準法施行令第144条の4第1項に規定する基準に適合するように管理する者(以下「管理者」という。)になることを承諾します。</p> <p>なお、管理者でなくなったときは、責任をもって承継します。</p>			
申請者	住 所		
	氏 名		
道路の地名地番			
関係土地の地名地番			
氏 名	住 所	承 諾 日	印
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

注意事項 印欄には、登録済の印鑑を押印し、印鑑証明書を添付してください。

4 宮崎市建築基準法施行規則 様式第1号

道 路 位 置 指 定 申 請 書

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を下記のとおり申請します。  
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

宮崎市長 殿

申請者 住所  
氏名 印

築造主住所氏名		電話 ( )		
代理者住所氏名		電話 ( )		
道路の地名地番				
関係土地の地名地番				
都市計画の内容		地域・区域の指定	防火・準防火地域の指定	その他の指定
		地域 区域		
道 路 の 概 要	幅員 (m)	道路の長さ (m)	隅切りの長さ (m)	側溝の幅 (m)
	1			
	2			
	3			
道路の長さの合計		m		
団地の面積 (道路含)		m <sup>2</sup>	道路部分の面積	m <sup>2</sup>
申 請 理 由				
※受 付 欄		※指 定 欄		※備考 (条件等記入)
		年 月 日		
		第 号		
		係員印		

(注) ※印の欄には記入しないこと。